

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地収用の
裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和七年六月九日

広島県収用委員会会長 鳥谷部 茂

一 起業者

国土交通大臣 中野 洋昌

代理人 中国地方整備局長 林 正道

二 事業の種類

一般国道二号改築工事（福山道路・広島県福山市瀬戸町大字長和字梓田奥地内から同市
赤坂町大字早戸字太夫崎地内まで）並びにこれに伴う市道、農業用道路及び特別高压送電
線付替工事

三 裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び地積等

収用の部分に関する事項

所在	地番	地目		地積		裁決手続を開 始する土地の 面積（㎡）
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）	
広島県 福山市 瀬戸町 大字山北 字宮ノ峠	七〇四一 番四一	山林	雑種地	一一一	一一一・三五	一一・七一（別 図に図示する部 分①）

四 土地所有者の氏名及び住所

（氏名）株式会社東部不動産 代表者 代表清算人 阿部 進

（住所）広島県福山市若松町二番一五号

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

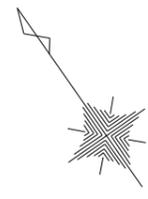
六 土地収用の裁決手続の開始を決定した日

令和七年五月二十七日

実測平面図

広島県福山市瀬戸町大字山北字宮ノ峠 7041番41

世界測地系

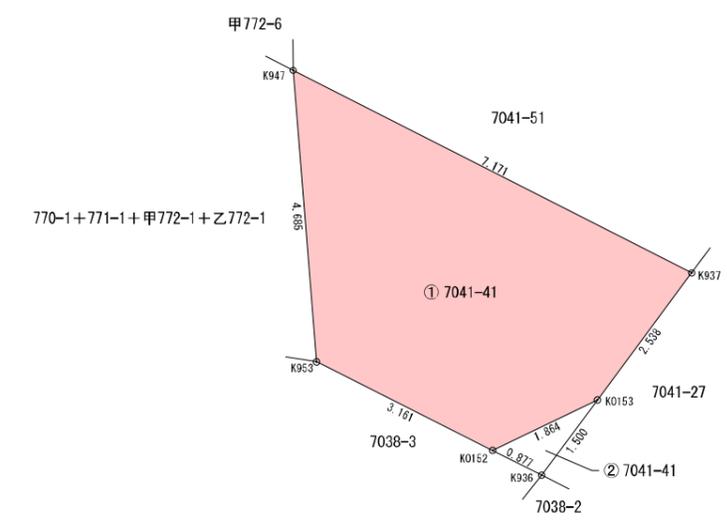


縮尺 S=1 : 100

地番	7041-41			
① 収用しようとする土地				
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	距離
K0152	-169168.798	105373.716	-324972.540144	1.864
K0153	-169169.098	105375.556	52582.402444	2.538
K937	-169168.299	105377.966	750818.007750	7.171
K947	-169161.973	105374.588	240780.933580	4.685
K953	-169166.014	105372.217	-719165.381025	3.161
	倍面積		43.422605	
	面積		21.7113025	
	地積		21.71	m ²

地番	7041-41			
② 残地				
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	距離
K936	-169169.571	105374.132	-31612.239600	1.500
K0153	-169169.098	105375.556	81455.304788	1.864
K0152	-169168.798	105373.716	-49841.767668	0.877
	倍面積		1.297520	
	面積		0.6487600	
	地積		0.64	m ²
① + ②		合計	22.35	m ²

地番	7041-41	
収用しようとする土地の面積		① 21.71 m ²



収用しようとする土地

※770-1+771-1+甲772-1+乙772-1の土地所有者は境界の主張がない。